

## 綾瀬市公立学校通学区域検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市公立学校通学区域検討委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 将来における小規模校及び大規模校とのアンバランス化の解消に向け、通学区域の再編を行い適正な学校規模とし、教育の機会均等と教育水準の維持を図るため、綾瀬市公立学校通学区域検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 検討委員会は、通学区域の再編に当たって、必要な調査、研究を行い、教育委員会に意見書を報告する。

### (組織)

第4条 検討委員会は、4人以内の構成員（以下「委員」という。）をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 教育委員

### (任期)

第5条 委員の任期は、教育委員会への報告をもって満了とする。

### (座長)

第6条 検討委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

### (会議)

第7条 検討委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 会議では、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、委員の協議により定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。